

### ①一時保護の開始に当たっての手続等の在り方

#### 1. 一時保護の開始にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方について

- アセスメントのためのツールの改善や児童相談所（児相）の内部の会議に専門家や有識者を参加させる仕組みの構築を通じて質を担保すべきである。

#### 2. 児童相談所の調査権の在り方について

- 児童福祉法において、個人情報保護にも配慮しつつ、相手方に応諾義務を課した児相の調査権限を規定すべきである。

#### 3. 一時保護に関する司法審査の在り方について

- 独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入すべきである。
- 導入に当たっては、子どもの生命を守るために躊躇なく一時保護するという方針と、一時保護の判断の適正性の担保や手続きの透明性の確保が両立し得るものとなるよう、児童相談所の体制整備や児童相談所の権限強化が不可欠である。
- 今後、厚生労働省、法務省、最高裁判所において課題や論点に関し実証的な検討を行うべきである。

### ②一時保護期間中の手続等の在り方

#### 1. 一時保護中の処遇の在り方について

- ケアを必要とする子どもに適切に対応するため、一時保護所独自の人員配置や設備の基準を策定すべきである。
- 一時保護所の定員超過が常態化した自治体に対し、定員超過解消のための計画の策定を義務づけるべきである。
- 一時保護所の第三者評価の実施の拡大のため、現行の努力義務ではなく、義務化することも検討すべきである。

#### 2. 面会通信制限、接近禁止命令の在り方について

- 処分によらず事実上行われる面会通信制限の実態を調査した上で、面会通信制限や接近禁止命令の在宅ケースへの対象拡大や、面会通信制限や接近禁止命令の司法関与や第三者関与の在り方について検討すべきである。

### ③一時保護の解除に当たっての手続等の在り方

#### 1. 一時保護の解除にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方等について

- 一時保護の解除に活用できるアセスメントツールの作成や児童福祉審議会の活用により児相の判断をサポートすることを検討すべきである。
- 施設等への入所措置に関する保護者等の負担金について、円滑な措置への支障等の理由で減免するべきかについて、自治体に対する更なる調査や国内外の他制度の動向を踏まえ、引き続き検討すべきである。

#### 2. 保護者支援・指導の在り方について

- 専門的な保護者支援プログラムの地域偏在を調査し、プログラム実施団体の設置促進や自治体の体制整備のための支援等を行うべきである。
- 家裁による保護者指導勧告は、現場にとって必ずしも使いやすい制度でないところ、好事例を周知しつつ、今後の在り方を引き続き検討すべきである。

### ④一時保護を通じて共通する事項

- 一時保護の手続において子どもの意見表明の機会の保障や意見表明の支援を行うべきである。
- 子どもの処遇に係る児童記録票の保管や開示にかかる手続の在り方について見直しを行うべきである。
- 保護者に一時保護の丁寧な説明を行うことが必要であり、強圧的に一時保護の同意などの判断を迫ることはあってはならない。